

外務員資格取得を目指そう！一週間の経済情報総まとめ！No. 2

皆さん、こんにちは。

運営担当のファイナンシャル・プランナーの伊藤亮太です。

このメルマガでは、一週間の経済情報の総まとめとしてその週にあった出来事の中から、知っておいていただきたい事柄をピックアップし解説いたします。また、証券外務員資格試験対策として、会員二種・特別会員二種共通の範囲を中心に模擬問題を掲載いたします。

是非ご活用いただきますようお願い申し上げます。

ということで、第二回目は・・・

#### ◆基準地価とは？

今週は祝日が多かったこともあり、話題を呼ぶ記事は少なかったように思います。そんな中、毎年定番ではありますが、基準地価が9月21日に発表されました。

基準地価とは、都道府県が毎年1回公表する7月1日時点の基準地点における1平方キロメートルあたりの土地の価格をさします。国の地価公示とともに、一般の土地取引の目安となる指標です。

今年の7月1日時点の基準地価は、全国で平均して前年比3.7%下落しました。下落は19年連続とのこと。こう考えると、土地を購入するのはどうなのかな？と感じますが、都市部では上昇地点もみられます。特に、3大都市圏（東京、大阪、名古屋）の下落率は縮小傾向にあり、徐々にですが海外の投資家を中心に不動産投資に動きが出始めているようです。

ただし、全体で見れば下落傾向にあることは明らか。転売目的での購入は新駅開通などのビッグイベントがない限り、避けた方がよいといえます。

ちなみにですが、マンションや住宅を購入するか賃貸でいくべきかという観点に立った場合、皆さんならどちらを選択されますか？実はこの答えは、金銭で換算した場合にはなかなか結論を出すのが難しく、皆さんの考え方によって選択されるのがベストという解答になってしまいます。賃貸の場合はいつでも引っ越しが可能、固定資産税を考えなくてよいといったメリットがあります。購入の場合は自分の所有になる（資産として保有可能）、ローンを払い終われば後々の負担は軽くなるなどがメリットといえるでしょう。

このメルマガをお読みの方の中には、住宅をどうしようか考えておられる方もいらっしゃると思います。一度賃貸と購入どちらがご自身にとって良いのか、検討してみるとよいのではないのでしょうか。

◆証券外務員資格試験対策（正会員二種・特別会員二種共通）

次の文章が正しければ○を、間違っていれば×をつけなさい。

問題 1

委託者指図型投資信託の受託者は、受益者の指図に従って投資信託財産の管理、保管を行う。

問題 2

委託者非指図型投資信託を設定する場合には、証券投資信託としなければならない。

問題 3

投資法人は、その商号中に「投資法人」という文字を用いなければならない。

問題 4

投資法人は、内閣総理大臣の認可を受けることでその業務を行うことができる。

問題 5

投資法人は、他の投資法人と合併することができない。

解答

問題 1 ×

委託者指図型投資信託の受託者は、委託者の指図に従って投資信託財産の保管、管理を行います。ここでいう委託者は投資信託委託会社、受託者は信託銀行等、受益者は投資家を指します。

問題 2 ×

委託者非指図型投資信託を設定する場合には、証券投資信託以外の投資信託としなければならない。

問題 3 ○

投資法人であると明確にするために、商号の中に「投資法人」を用いなければならない。

問題4 ×

投資法人は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、その業務を行うことはできません。

問題5 ×

投資法人は、他の投資法人と合併可能です。実際に合併するケースも多くみられます。

今回は、2010年10月2日（土）の発行を予定しています。

『証券外務員資格ナビ』は証券外務員資格取得を目指す方を支援するサイトであり、経済・金融・投資の勉強をしたい方にとってもお役にたてるサイト作りを目指します。

-----運営者-----

スキラージャパン株式会社

運営担当：伊藤亮太（ファイナンシャル・プランナー）

〒155-0033

東京都世田谷区代田 4-16-2

TEL:03-3778-2575

FAX:03-3778-2575

E-mai:info@shoukengaimuin-shikakunavi.com

URL:http://www.skirr-jp.com

ブログ：http://ameblo.jp/skirr-jp/

Twitter：http://twitter.com/skirrjapan

-----